

# 健康増進法改正案(受動喫煙防止対策の強化)の概要〔案〕

## 《第1 規制対象とするたばこ》

喫煙用の製造たばこ・製造たばこ代用品

※ 加熱式たばこについては、加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等に関する科学的知見が得られるまでの間、第三種施設等において専用の喫煙室（飲食等も可）での喫煙を可能とするとともに、第4の1の②（利用者の喫煙禁止義務違反に係る過料）は、適用しない。

## 《第2 規制対象とする施設・乗り物》

以下の場所を喫煙禁止場所とする

- ✓ 第一種施設： 屋内 + 屋外
- ✓ 第二種施設： 屋内 + 屋外の位置指定場所  
+ その他の屋外(特定屋外喫煙場所を除く)
- ✓ バス・タクシー・航空機： 内部 + 外部の位置指定場所
- ✓ 第三種施設及び鉄道・船舶： 屋内(指定喫煙専用場所を除く) + 屋外の位置指定場所
- ✓ 特定事業目的施設： 屋内(喫煙目的室を除く)

「第一種施設」：小中学校、病院（一定の例外を設ける）、児童福祉施設 等

「第二種施設」：大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設 等

「第三種施設」：第一種施設、第二種施設及び特定事業目的施設以外の多数の者が利用する施設

「特定事業目的施設」：喫煙室のあるたばこ販売店、シガーバー、公衆喫煙所、たばこ研究施設 等

「位置指定場所」：屋外にあるテラス席、デッキ席 等

「指定喫煙専用場所」：知事が指定する受動喫煙防止の構造設備基準に適合した場所(喫煙ボックス等)

「特定屋外喫煙場所」：第二種施設の屋外の場所のうち、管理権原者によって区画され、標識の掲示その他の必要な措置がとられた場所

「喫煙目的室」：特定事業目的施設内の受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間

※ なお、人の居住の用に供する場所（住宅、ホテルや福祉施設の個室等）は、規制対象外

## ※ 特定小規模第三種施設に関する特例

次の全ての要件を満たす第三種施設については、当分の間、規制対象外

- ① 20歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、主として酒類の提供が行われる施設（居酒屋は特例対象外）
- ② 施設の規模：面積 30 m<sup>2</sup>以下（資本規模は問わない）
- ③ 管理権原者等以外に従業員がいない、又は喫煙可能であることについて全従業員の同意を得ている
- ④ 20歳未満の者を立ち入らせないための措置を講じている
- ⑤ ①～④を満たしていること、及び受動喫煙のおそれがあることを、利用の際に考慮することができるよう掲示している

## 《第3 規制の内容》

### 1 施設等の利用者

喫煙禁止場所で喫煙をしない義務

### 2 施設等の管理権原者等の義務

- ① 喫煙禁止場所の位置等を掲示する義務
- ② 喫煙禁止場所に喫煙用の器具・設備を使用可能な状態で設置しない義務
- ③ 指定喫煙専用場所等である旨等を掲示する義務
- ④ 指定喫煙専用場所等の構造設備基準に適合するよう維持する義務
- ⑤ 喫煙者等に対し、喫煙中止又は喫煙禁止場所からの退出を求める努力義務
- ⑥ 指定喫煙専用場所等への20歳未満の者の立入りを防止する義務
- ⑦ 特定事業目的施設（喫煙目的室で飲食業を行うものに限る）及び特定小規模第三種施設の広告・宣伝をする際に当該施設であることを明らかにする義務
- ⑧ 特定小規模第三種施設について、喫煙可能場所での受動喫煙の低減措置をとる義務
- ⑨ その他受動喫煙防止のために必要な措置等をとる努力義務

### 3 標識の使用制限

何人も、指定喫煙専用場所標識等に類似する標識を掲示してはならず、また、その識別を困難にする行為をしてはならない。

## 《第4 違反者への対応（都道府県知事が実施）》

### 1 利用者の喫煙禁止義務（第3の1）違反

- ① 喫煙中止又は喫煙禁止場所からの退去を命令
- ② 命令違反には、5万円以下の過料

### 2 管理権原者等の義務（第3の2）違反

- (1) 掲示義務（第3の2の①・③）違反：10万円以下の過料
- (2) その他の義務違反：
  - ① 期限を定めて、義務違反の是正を勧告
  - ② 勧告に従わない場合は、公表・命令
  - ③ 命令違反には、10万円以下の過料

### 3 標識の使用制限（第3の3）違反

違反者には、10万円以下の過料

## 《第5 その他》

- ①国・地方公共団体の責務、②関係者の連携協力、③調査研究の推進、④喫煙をする際の配慮義務、⑤屋外喫煙所の整備、⑥施行後5年を目途とした加熱式たばこの受動喫煙による健康影響に関する科学的知見を得るための調査と成果の公表等を明記

## 《第6 対策強化の実施時期（改正法の施行）》

- 1 2019年ラグビーワールド杯開催までに実施（公布後1年以内に施行）
- 2 第5は、公布後6月以内に、1に前倒しして施行